

平成31年第1回（2月）

県央地域広域市町村圏組合議会定例会

会 議 録

県央地域広域市町村圏組合

平成31年第1回（2月）県央地域広域市町村圏組合議会定例会

1 場 所 諫早消防署 4階大会議室 諫早市鷺崎町221番地1

2 会 期 平成31年2月19日（1日）

3 会期日程表

月	日	曜	種 別	内 容
2	19	火	定 例 会	開会、会期決定、会議録署名議員の指名、議案上程、説明、審議、討論、採決、一般質問、閉会

4 付議事件表

番 号	審議方法	事 件 名	議決月日	結 果
		会期決定の件	2月19日	2月19日の1日と決定
		会議録署名議員の指名について	2月19日	宮田真美君 松尾文昭君 指 名
報 告 第 1 号	本会議	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて：公用車による事故に係るもの（大村市片町））	2月19日	報 告 受 理
議 案 第 1 号	本会議	県央地域広域市町村圏組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	2月19日	原 案 可 決
議 案 第 2 号	本会議	平成30年度県央地域広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）	2月19日	原 案 可 決
議 案 第 3 号	本会議	平成31年度県央地域広域市町村圏組合一般会計予算	2月19日	原 案 可 決

5 一般質問発言順序及び発言要旨

月 日	質 問 者	質 問 要 旨	ページ
2月19日	宮田真美 議員	<p>1 救急車のETC利用について</p> <p>(1) 平成28年、29年、30年の救急車の高速道路利用数について尋ねる。</p> <p>(2) 高速道路を利用する場合、どのような手続きが必要か。</p> <p>(3) 1月22日付の新聞で、佐賀県が救急車の高速道路使用時に、ETCレーンを利用できるよう、NEXCO西日本と協定を結んだと報道されていた。</p> <p>長崎県でも協定を締結すべきだと考えるがどうか。</p>	21
	中野太陽 議員	<p>1 人員体制について</p> <p>(1) 各消防署、分署において、火災、救急などが同時に発生した場合の対応はどうなっているのか。</p> <p>(2) 人員に不足が生じる場合の対応は。</p> <p>(3) これまでにそのような事態が発生したことはあるのか。</p>	23

○ 出席議員（15名）

- 1 番 田 中 哲三郎 君
- 2 番 松 永 秀 文 君
- 3 番 中 村 太 郎 君
- 4 番 川 崎 剛 君
- 5 番 津 田 清 君
- 6 番 田 川 伸 隆 君
- 7 番 中 野 太 陽 君
- 8 番 朝 長 英 美 君
- 9 番 城 幸太郎 君
- 10 番 村 崎 浩 史 君
- 11 番 宮 田 真 美 君
- 12 番 松 尾 文 昭 君
- 13 番 元 村 康 一 君
- 14 番 三 浦 正 司 君
- 15 番 松 本 正 則 君

○ 欠席議員（0名）

○ 説明のため出席したもの

- | | | | |
|-----------|---------|-------|---------|
| 管 理 者 | 宮本 明雄 君 | 副管理者 | 園田 裕史 君 |
| 副管理者 | 金澤秀三郎 君 | 監査委員 | 梅林 弘幸 君 |
| 事務局長 | 土橋 伸秀 君 | 消 防 長 | 川原 敦 君 |
| 次長兼諫早消防署長 | 城下 和美 君 | | |
| 総務課長 | 森崎 泰博 君 | | |
| 消防総務課長 | 牟田 一幸 君 | | |
| 大村消防署長 | 田方 章 君 | | |
| 小浜消防署長 | 富岡 正英 君 | | |
| 事業課長 | 川上謙次郎 君 | | |

○ 議会関係出席者

- 書 記 長 森崎 泰博 君
- 書 記 川下 辰彦 君

○議長（松本正則君）

ただいまから、平成31年第1回 県央地域広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。

今期定例会に説明員の出席を求めましたので、御報告いたします。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程表により取り計らいたいと思いますので、御了承ください。

それでは、議事に入ります。

日程第1、「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

御異議ありませんので、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第2、「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

今期定例会の会議録署名議員に、11番 宮田真美議員、12番 松尾文昭議員、以上2名を指名いたします。

次に、総括的に管理者の説明を求めます。

○管理者（宮本明雄君）

皆様こんにちは。総括的に説明を申し上げます。

本日ここに、平成31年第1回組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御健勝にて御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

日頃より、組合運営に御理解と御協力をいただき、この場をお借りいたしまして感謝申し上げます。

本組合におきましては、「常備消防及び救急業務」、「不燃物の処理業務」を適正に遂行し、圏域住民の皆様の安全安心、環境衛生の向上に努めております。

昨年は、関東・東北地方を襲いました平成30年豪雪に始まり、群馬県草津白根山の噴火、平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震と自然災害が頻発し、大きな被害をもたらしました。

本組合圏域では、大規模な災害は発生しておりませんが、近年、異常気象の常態化に

に伴い、台風や豪雨災害が頻繁に発生し、大規模地震や火山の噴火を含めた自然災害がいつ発生してもおかしくない状態となっております。

今後、大規模災害への備えがますます重要となっており、複雑・多様化する災害態様に対応するため、各種災害現場を想定した訓練を日々実施しているところでございます。

また、平成30年度におきましても前年度に引き続き女性消防職員を採用いたしまして、合計3名となっております。女性の活躍推進を組織的に進めることによりまして、住民サービスの更なる向上に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、平成30年の火災・救急の概況でございますが、本組合消防本部が取りまとめた概況によりますと、火災件数につきましては、平成29年より16件多い、96件となっております。

最も多いのが建物火災で48件、野焼きや火入れなど、その他火災が38件、車両火災が7件、林野火災が3件となっております。

今後、火災予防広報等、圏域の皆様への火災予防指導を徹底し、安全安心を守る活動に努めてまいりたいと考えております。

また、火災については、本年1月22日、秋田県能代市で、1月30日には、東京都八王子市で、消防士の尊い命が失われるという事案が続けて発生しております。消防本部におきましては、このことを重く受け止めまして、火災の状況及び活動要領等を再認識し、事故防止の徹底を行ったところであります。

救急出動件数につきましては、平成29年より567件（5.25%）増の11,374件となり、平成29年の年間件数10,807件を大きく上回り、過去最多となっております。

各構成市の状況でございますが、諫早市、大村市、雲仙市ともに増加しております。諫早市が、297件（5.2%）増の6,020件、大村市が、222件（6.2%）増の3,827件、雲仙市が、53件（3.6%）増の1,525件となっております。

また、搬送人員につきましては、平成29年より525人（5.12%）増の10,779人となり、こちらも過去最多となっております。

増加した主な要因でございますが、高齢者の搬送が6,611人（昨年6,113人）と前年比498人（8.15%）増加し、搬送者数全体の61.3%を占めたこと。また、熱中症による搬送患者数が241人（昨年147人）と平成20年の調査開始以降最多となったことによるものでございます。

年々、高齢者数が増加している状況でもございますので、搬送者数に占める高齢者の割合が今後もますます高くなるものと思っております。

また、傷病程度別の搬送人員で見ますと、入院を要しない軽症者の搬送が、前年より

211人（6.4%）の増となっております。

緊急性が比較的高くない軽症者の搬送は、前年よりも増加し、搬送人員全体の約32.6%を占める状況でございます。

緊急時における、救急車の出動に支障をきたすことがないように、救急車の正しい利用につきましても引き続き広報活動等を通じまして、圏域住民の皆様への周知を図っていきたいと考えております。

なお、平成29年3月1日から運用を開始しました本組合の救急自動車に長崎医療センターの医師等が同乗して救命処置を行います「医師同乗救急自動車 通称EMTAC（エムタック）」の平成30年中の出場件数は、67件ございました。

次に、不燃物の処理業務につきましては、諫早市、雲仙市の協力のもと、現在の搬入区域となった平成23年度以降ほぼ横ばいの搬入量となっております。

また、不燃物処理施設でございます不燃物再生センターにつきましては、作業員の安全確保のためにガス抜き作業場改修業務の予算を計上させていただいております。

今後とも、両市との連携に努め、適正処理とリサイクル率の更なる向上を目標に事業の推進を図ってまいりたいと思っております。

提出しております各議案につきましては、事務局長より説明致させますので、御了承を賜りたいと存じます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます、私からの総括説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松本正則君）

次に、日程第3 報告第1号「専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて：公用車による事故に係るもの（大村市片町）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○消防長（川原敦君）

報告第1号「専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて：公用車による事故に係るもの（大村市片町）」について、御説明申し上げます。

本件は、「管理者の専決処分にする軽易な事項の指定について」第3号の規定に基づき、損害賠償の額を定めることにつきまして、別紙のとおり専決処分いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページの専決処分書及び報告第1号資料1／2ページを御覧ください。

専決処分の内容についてでございますが、平成30年12月30日（日）午前8時15分頃、大村消防署久原分署救急隊が、大村市片町の救急事案に出場した際、傷病者を

車内に収容後、救急車の方向転換のため、大村市片町40番地2にある寿荘駐車場内へ後退したところ、駐車場内に駐車中の大淵 幸氏が所有する軽自動車前部ナンバープレートに救急車後部ステップを接触させ、接触車両に損傷を与えたので、これによる損害を賠償するものでございます。賠償額は、車両の修理代として9,180円でございます。

公用車、私用車を問わず車の運転につきましては、日頃から安全運転の励行を指導しているところでございますが、今後さらに注意喚起を徹底してまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご了承賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松本正則君）

これより報告第1号に対する質疑に入ります。

○津田清議員

確認ですけど、通常は、方向転換する場合に、同乗者が降りて安全確認をしながらすると思うのですが、この時は、こういうことはされたのでしょうか。

○消防長（川原敦君）

緊急車すべてですが、普通の車両も含めて、同乗者が後方を確認して誘導をします。今回の救急車においても、誘導者1名を付けておりました。さらに1名は、患者の処置にあたったという状況でございます。以上でございます。

○津田清議員

1名付いていて、なぜ、ぶつかったのかというのが疑問になるんですけど。

○消防長（川原敦君）

今回はですね、後方確認もしているのですが、障害物も確認しております。結果、事故を起こしております。誘導と機関員の情報共有のミスでございます。後方に下がるためには、ちょっと坂道になっておりまして、上がるためにアクセルを踏んだことによって、思った以上に後退してしまい、接触してしまったという状況でございます。以上でございます。

○田中哲三郎議員

1 点お尋ねですけど、救急車とかにナビが付いていると思うのですが、それと関連して、バックモニターは付いていないのでしょうか。

○消防長（川原敦君）

救急車すべてバックモニターも付いております。今、ポンプ車にもバックモニターを付けるように進めているところでございます。以上でございます。

○田中哲三郎議員

それではこの救急車にも当然付いていたということですね。

○消防長（川原敦君）

当然付いております。その確認が甘かったということで事故が起こったと推察しているところでございます。

○議長（松本正則君）

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

なければ、これをもって質疑を終結します。以上の報告をもってご了承願います。

次に、日程第4 議案第1号 「県央地域広域市町村圏組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（土橋伸秀君）

議案第1号「県央地域広域市町村圏組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、御説明申し上げます。

本案は、平成30年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に関する構成市の取扱いに準じた条例の一部改正を行うものでございます。

1ページをご覧ください。第1条は平成30年度の給与改定に関するものでございます。

次の2ページから6ページまでが別表第1、行政職の給料表でございます。7ページから10ページまでが別表第2、消防職の給料表でございます。11ページが第2条でございまして、平成31年度からの給与改定に関するものでございます。

付箋紙を付けておりますけれども、資料1／3は第1条に関する新旧対照表でござい

ます。

資料2/3は第2条に関する新旧対照表でございます。

資料3/3をご覧ください。資料3/3に沿って、主な改正内容についてご説明いたします。

最初に、平成30年度給与改定についてでございます。

1点目は、給料表を平均0.2%引き上げるものでございます。初任給を含む若年層に重点を置いた引き上げとなっており、平成30年4月1日に遡及して適用しようとするものでございます。

2点目は、宿直手当を200円引き上げるもので、同じく、平成30年4月1日に遡及して適用しようとするものでございます。

3点目は、勤勉手当の支給割合を0.05月分引き上げるものでございます。平成30年度は、12月1日に遡及して適用し、31年度以降は、6月と12月にそれぞれ均等に配分するものでございます。

また、期末手当についても、31年度以降は、6月と12月にそれぞれ均等に配分するものでございます。

平成30年度給与改定における影響額は、行政職で約11万8千円、消防職で約75万5千円でございます。

この条例につきましては、平成30年度改定部分は公布の日から、平成31年度改定部分につきましては、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松本正則君）

これより議案第1号に対する質疑に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

なければこれをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第1号「県央地域広域市町村圏組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条

例」は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（松本正則君）

御異議ありませんので、議案第1号は、原案どおり可決されました。

次に、日程第5、議案第2号「平成30年度県央地域広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（土橋伸秀君）

議案第2号「平成30年度県央地域広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）」について、御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧ください。

今回の補正は、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ6,309万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ32億6,832万4千円とするものでございます。

第2条の地方債の補正につきましては、4ページの「第2表 地方債補正」をご覧ください。

補正前の限度額9,360万円から190万円を減額して、9,170万円とするもので、これは救急車・消防ポンプ車等の車両更新に伴う事業費の確定によるものでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして、御説明いたします。

まず、歳出から説明させていただきます。予算書は12ページからとなっております。説明は、議案第2号資料により行わせていただきます。

赤い付箋紙を付けているものでございます。2号資料1枚目「補正予算の概要」に記載のとおり、職員人件費の増額、事業費の確定に伴う精算、基金への積立てが主な内容でございます。

次のページ、1ページをお開き頂き、下段の表の左側の歳出の欄をご覧ください。

2款 総務費は、230万円4千円の増でございます。内訳といたしましては、平成29年人事院勧告に伴い退職手当が69万6千円の減、繰越金300万円を財源として施設整備基金の積立を行うものでございます。

次に、資料の2ページをご覧ください。

3款 衛生費は、1,928万9千円の増でございます。内訳といたしましては、平

成29年人事院勧告に伴い退職手当が71万1千円の減、繰越金2,000万円を財源として施設整備基金の積立を行うものでございます。

次に、資料の3ページをご覧ください。

4款 消防費は、4,150万5千円の増でございます。内訳でございますが、消防運営費につきましては、退職者数の増等による退職手当576万3千円の増と繰越金4,000万円を財源として消防施設整備基金への積立、消防施設費につきましては、救急車・消防ポンプ自動車等の車両更新に係る事業費の確定に伴い425万8千円の減となり、合計4,150万5千円の増額を行うものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。資料の1ページの上段、右側の表をご覧ください。

歳入は、先ほどご説明いたしました歳出の確定に伴って、各構成市で負担していただく負担金、基金及び繰越金等について補正を行おうとするものでございます。総額6,309万8千円の増額となっております。内訳といたしましては、負担金で146万7千円の減、国庫支出金で43万1千円の減、繰入金で242万9千円の増、繰越金で6,446万7千円の増、組合債で190万円の減となっております。

5ページには基金の一覧表を掲載しております。

上から財政調整基金、退職手当基金、施設整備基金となっており、一番下の平成30年度末現在高の合計額は、約13億6,797万円の見込みとなっております。

以上、簡単ではございますが議案第2号についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松本正則君）

これより議案第2号に対する質疑に入りますが、質疑は、歳入と歳出を区分し、歳出全般から質疑に入ります。

質問につきましては、同一議員につきそれぞれ3回までとなっておりますので、御了承を願います。質疑の際はページ数をお示し願います。

まず、歳出全般について、ページは、12ページから14ページまでであります。

（「なし」と言う者あり）

なければ、次に、歳入全般に対する質疑に入ります。ページは、7ページから11ページであります。

（「なし」と言う者あり）

なければ、次に、第2条「地方債の補正」、第3条「組合経費の負担の補正」に対する質疑に入ります。ページは、4ページ、5ページであります。

(「なし」と言う者あり)

○議長（松本正則君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

(「なし」と言う者あり)

○議長（松本正則君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第2号「平成30年度県央地域広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）」は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（松本正則君）

御異議ありませんので、議案第2号は、原案どおり可決されました。

次に、日程第6、議案第3号「平成31年度県央地域広域市町村圏組合一般会計予算」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（土橋伸秀君）

議案第3号「平成31年度県央地域広域市町村圏組合一般会計予算」について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開き下さい。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億8,334万3千円と定めようとするものでございます。

第2条地方債につきましては、予算書4ページの第2表「地方債」をご覧ください。起債の目的欄にありますように、消防防災施設整備事業費としての借り入れで、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。平成31年度は、消防ポンプ自動車の購入のための財源とするものでございます。

予算書の1ページにお戻り下さい。

第3条の一時借入金は、借り入れの最高額を1億円と定めるものでございます。

第4条の組合経費の負担につきましては、予算書5ページの「第3表 負担基準表」をご覧ください。

組合規約第10条第1項の規定による関係市の負担をこの「負担基準表」に基づいて事務の区分ごとに算出し、6ページ・7ページの「第4表 市別負担額表」のとおり定めようとするものでございます。

それでは次に、予算の概要につきましては、資料により御説明させていただきますので、別添の議案第3号資料1をお開きください。

赤い付箋で示しているものでございます。まず、1ページは予算の概要でございます。予算編成に係る基本方針と当初予算額を記載しております。当初予算額は、経常的経費と臨時的経費を合計いたしまして、32億8,334万3千円となり、平成30年度と比較いたしますと7,811万7千円、率にいたしまして2.4%の増としております。増額の内訳でございますが、経常的経費で、2,959万5千円の減、臨時的経費で、1億771万2千円の増となっております。

1ページ及び2ページ上段の表につきましては、経常的経費と臨時的経費を予算科目の款別の事業ごとに、平成31年度と30年度の当初予算を比較し、表にしたものでございます。

まず1ページ、経常的経費の減の主な要因でございますが、消防費の1行目の「消防本部管理事務」が、人事院勧告に伴う給与改定、欠員補充等による給与の増及び防火衣の更新により、2ページ1行目の退職手当を除き6,938万1千円の増となっておりますが、衛生費の6行目の「残渣処理事業委託事務」で、前年度未処理残渣の減による最終処分場搬入残渣の減により、360万円の減、消防費の7行目の「通信指令運営事務」で、平成30年度は、一般業務系パソコンセキュリティー強化業務がございましたが、これの減により、716万円の減、1行下の「車両管理事務」で、車両更新台数の減により、9,728万9千円の減となっていること等によるものでございます。

次に2ページ、臨時的経費の増の主な要因でございますが、2ページ3行目目の衛生費の「施設改修事業」は、不燃物再生センター工場棟の老朽化によるシャッター改修等の減により、414万4千円の減となっておりますが、退職予定者数の増、平成30年度が3人、平成31年度が5人でございますが、退職手当が4,444万2千円の増、諫早署梯子車オーバーホール4,100万円の増、大村署空調機更新等による施設管理費2,641万4千円の増となっていることによるものでございます。

次に、「(3)歳入・歳出予算の内訳」でございますが、歳入・歳出予算の款ごとの構成比、対前年度比較及び過去3年間の当初予算額を記載した表でございます。

(3)の右側の表で歳出予算の対前年度比較の欄でございますが、総務費、衛生費は、

退職予定者がいないため減となっておりますが、消防費は、先ほど御説明いたしました退職予定者数の増等により予算総額が前年度より増となったものでございます。

次に、「(4) 構成市負担金」でございますが、これは、各構成市の平成26年度から31年度までの当初予算時の負担金額の推移を記載した表とグラフでございます。

各構成市別の負担金につきましては、3ページで御説明させていただきます。

上段の表が平成31年度、中段の表が平成30年度の各構成市の負担金額を記載し、下段の表に、年度間の増減額を記載しております。上段の表の一番右の欄の「負担金総合計」の額が、平成31年度に各構成市にお願いいたします負担金の額でございます。3市にお願いいたします負担金の合計額は、29億7,603万6,315円で、前年度比約9,358万円の増となっております。諫早市は、14億9,129万3,671円で、前年度比約5,997万円の増、大村市は、9億844万290円で、前年度比約2,653万円の増、雲仙市は、5億7,630万2,354円で、前年度比約707万円の増となっております。

なお、構成3市の負担金増の主な要因につきましては、消防費負担金の増によるもので、先ほどご説明いたしました給与改定・欠員補充等の人件費、防火衣更新等に係る経常費負担金の増によるもの、諫早市については、併せて、諫早署梯子車オーバーホールに係る個別費の増によるものでございます。

次に4ページから6ページにつきましては、負担金の算出資料となっておりますが、4ページは、総務負担金の算出表でございます。

5ページは、衛生費負担金の算出表でございます。

6ページは、消防費 経常費負担金の算出表でございます。

7ページは、消防費負担金算出の際に加算いたします前年度調整額を記載した消防費負担金の市別負担額表でございます。

8ページは、消防債の起債償還表でございます。左の表は、借入額等一覧表で、30年度末の借入額総額50億490万円に対し、未償還元金が約29億5,932万円となっております。右の表は、平成30年度までの借入分で作成した起債償還一覧表でございます。

9ページは、起債償還表の内訳でございます。左の表は、構成3市で負担していただく共通分の償還表でございます。右の表は、構成市それぞれが負担していただく個別分の償還表でございます。

10ページは、一般会計基金の一覧表で、31年度末現在高は、約13億8,476万円となる見込みでございます。

11ページは、構成市の住民基本台帳人口の推移を表とグラフにしたものでございます。

次に、3号資料2、平成31年度一般会計予算説明資料についてご説明申し上げます。この資料につきましては、予算科目の目別に予算額を前年度と比較し、事業の概要を記載したものでございます。

1ページは事務局の総務課に係るものでございます。1款1項1目議会費は、組合議会の運営に要する経費でございます。予算額が、本年度47万2千円、前年度比、2万6千円の増となっております。2款1項1目一般管理費は、組合事務局の運営に要する経費でございます。予算額が、本年度3,971万6千円、前年度比1,800万8千円の減となっております。

この減の主な要因につきましては、平成31年度は退職予定者がおりませんので、退職手当の減によるものでございます。

2款2項1目監査委員費は、監査委員事務の運営に要する経費でございます。予算額が、本年度57万1千円、前年度と同額となっております。

2ページ・3ページは事務局の事業課に係るものでございます。3款1項1目塵芥処理費は、不燃物処理に要する経費で、不燃物再生センターで行っている事業や施設整備のための予算を計上させていただいております。予算額が、本年度2億742万5千円、前年度比2,816万2千円の減となっております。

この減の主な要因につきましては、総務費と同じく、退職予定者がおりませんので、退職手当の減及び3号資料1の御説明の中で申し上げました「残渣処理業務委託事務」、「施設改修事業」の減によるものでございまして、その他の事業につきましては、例年どおりの事業内容でございます。4ページから14ページまでが、消防本部に係るものでございます。

まず、4ページから10ページまでが、4款1項1目、消防運営費でございまして、予算額が、本年度23億8,325万7千円、前年度比1億5,733万5千円の増となっております。

この増の主な要因につきましては、3号資料1で御説明した経常経費の給与改定、欠員補充等による給与の増及び防火衣の更新による増、臨時的経費における退職手当の増等によるものでございます。

「消防本部管理事務」の概要は4ページに記載しておりますとおり、消防職員の人件費や消防業務全般の運営管理を行うために要する経費でございます。

5ページは、諫早署管理事務でございます。諫早署と4分署、1派出所の管理に要する経費となっております。

6ページは、大村署管理事務でございます。大村署と2分署の管理に要する経費となっております。

7ページは、小浜署管理事務でございます。小浜署と1分署、1分駐所の管理に要す

る経費となっております。

8 ページ上段は、職員育成事務でございます。新規採用職員や勤務年数等に応じた職員の教育、資格取得等に要する経費となっております。前年度比318万6千円の増につきましては、32年度採用予定者に係る装備品などの増によるものでございます。

8 ページ下段は、予防運営事務でございます。火災予防のための普及啓発、講習会・各種大会開催等に要する経費となっております。

9 ページ中段は、警防運営事務でございます。救助隊装備品の整備や救助隊員の研修等に要する経費となっております。前年度比180万円の増につきましては、新規救助隊員給貸与品費の区分の見直しにより、消防本部管理事務から移行したことによるものでございます。

10 ページ上段は、救急運営事務でございます。救急搬送業務や救命士育成等に要する経費となっております。

10 ページ下段は、通信指令運営事務でございます。通信機器のメンテナンスや通信費等に要する経費となっております。前年度比716万円の減につきましては、3号資料1の御説明のなかで申し上げました一般業務系パソコンセキュリティー強化業務に係る委託料の減によるものでございます。

11 ページから13 ページまでが4款1項2目消防施設費でございます。予算額が、本年度1億4,670万7千円、前年度比3,286万4千円の減でございます。この減の主な要因につきましては、3号資料1の御説明のなかで申し上げました11 ページに記載の「車両管理事務」の減によるものでございます。

なお、31年度は、大村消防署の消防ポンプ自動車1台を更新する予定としております。

11 ページの下の表は消防車両等の署別、車種別の配置状況を表にしたものと、本組合の車両更新基準でございます。

12 ページ上段は、資器材管理事務でございます。各種資器材の維持管理、整備に要する経費となっております。前年度比262万8千円の減につきましては、前年度に更新計画に基づいて予算計上させていただきました高度救急シミュレーターの購入が今年度はないことによるものでございます。

12 ページ下段は、施設管理事務でございます。消防庁舎の維持管理のための修繕等に要する経費となっております。前年度比2,641万4千円の増につきましては、3号資料1の御説明のなかで申し上げました大村署空調機更新等によるものでございます。

なお、13 ページ上段は、各消防庁舎の建築年月日等を表にしたものでございます。

13 ページ中段は、通信指令管理事務でございます。通信指令装置、無線機器等の維

持管理に要する経費となっております。

14ページ上段は、5款1項1目公債費で、消防庁舎や消防車両の整備等に伴う起債の償還費となっております。予算額が、本年度5億419万5千円、前年度比21万円の減でございます。

14ページ下段は、6款1項1目予備費でございます。

最後に、議案第3号資料3、付箋紙で示しているものでございますが、これについてご説明申し上げます。

1ページは、不燃物が、どのように処分をされ、リサイクルが図られているのかということにつきまして、フロー図にしたものでございます。

2ページは、このリサイクル処理の際に発生する残渣の処理についてフロー図にしたものでございます。

3ページは、スプレー缶の処理行程をフロー図にしたものでございます。

4ページは、小型家電の処理行程をフロー図にしたものでございます。

5ページは、過去10年間の不燃物搬入量、残渣処分量、諫早市最終処分場の残容量の推移を表にしたものでございます。

6ページから9ページは、31年度購入予定の消防ポンプ自動車、資機材等の写真を掲載しております。

以上で、議案第3号についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松本正則君）

これより議案第3号に対する質疑に入りますが、本案は歳入、歳出、それぞれ区分して行い、歳入は全般、歳出については款別に行い、質問については、同一議員につき款別3回までとなっておりますので、御了承を願います。質疑の際はページ数をお示し願います。

まず、歳入全般に対する質疑に入ります。

第1款「分担金及び負担金」から第9款「組合債」まで、12ページから22ページまでであります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

なければ、次に、歳出に対する質疑に入ります。

第1款「議会費」について、24ページであります。

(「なし」と言う者あり)

○議長（松本正則君）

なければ、次に、第2款「総務費」について、25ページから27ページまでであります。

(「なし」と言う者あり)

○議長（松本正則君）

なければ、次に、第3款「衛生費」について、28ページから29ページまでであります。

○中野太陽議員

28ページの一番下にガス抜き作業場の改修委託がございますけれども、最後の方のフローが載っている3ページのガス抜き・プラスチック除去のフローの部分があるのですが、どこがどう改修になるのか、この図の中で分かるのであれば教えていただければと思います。

○事務局長（土橋伸秀君）

3ページの図の左下の方に「ガス抜き作業」とありますけれども、今現在は、土の上に鉄板を敷いて作業をやっておりますが、波打ったりして、非常に効率が悪いということで、この下の部分をコンクリート舗装するものでございます。

○中野太陽議員

つい先月かその前ぐらいに、ガス抜き作業をして火災で、大爆発したところがあったと思うのですが、そういったところの除去作業の改善ではなくて、要はガタガタしているから上から踏みつぶしたときに、きれいに潰せるようにするための、要は下の舗装をするということで理解して良いのか、潰すのはローラで潰すのは変わらないと理解して良いのですかね。

○事務局長（土橋伸秀君）

以前は、スプレー缶については、各家庭においてガス抜きをするということでしたので、処理機で扱うときに爆発というのはあまり起こっておりませんでした。ところが、各家庭でガス抜きをしなくなりましたので、処理機で爆発をするようになってしまって、

それでこの行程が増えたということです。その行程の効率を上げるために、31年度でコンクリート舗装をお願いするというものがございます。

○議長（松本正則君）

ほかにご覧いませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

なければ、次に、第4款「消防費」について、30ページから33ページまでであります。

○宮田真美議員

33ページの18節備品購入費のところは12誘導心電計というのがあって、後側の資料の8ページのほうに説明の図解が載っているのですが、この12誘導心電計とはどういうものかご説明いただきたいです。

○消防長（川原敦君）

12誘導心電計についてご説明いたします。

近年死亡率が高いとされている急性心筋梗塞の疑いのある患者を救急搬送する途中に、我々救急隊は2誘導という簡易なもので不整脈が解るものを使用しています。普通病院にある手足に付けて、胸に付ける心電計ですけど、これを12誘導心電計と言います。これを付けて心電図を病院へ送信し診断をしてもらい、それをすることによって、病院側がその心電図を見て準備が出来るというか、直ぐ治療にかかれるということで、その効果が現れているということで31年度から当救急隊にも順次装備していこうかと思っております。

○議長（松本正則君）

第5款「公債費」、第6款「予備費」について、34ページから35ページまでであります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

なければ次に、第2条「地方債」、第3条「一時借入金」、第4条「組合経費の負担」について、1ページであります。

(「なし」と言う者あり)

○議長（松本正則君）

なければこれをもって質疑を終結し、討論に入ります。

(「なし」と言う者あり)

○議長（松本正則君）

なければこれをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第3号「平成31年度県央地域広域市町村圏組合一般会計予算」については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（松本正則君）

御異議ありませんので、議案第三号は、原案どおり可決されました。

ここで、しばらく休憩いたしたいと思います。

午後15時55分 休憩

午後16時05分 再開

○議長（松本正則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に日程第7、「組合行政に対する一般質問」に入ります。

この際、議長からお願いいたします。発言時間については、申し合わせにより、一人につき、答弁を除き20分以内に終わるようご協力をお願いします。

なお、答弁につきましては、質問の趣旨を良くとらえ、簡明、的確に答弁をお願いします。

2人の質問者がいらっしゃいますが、申し合わせにより、一般質問の発言順序は通告順でございます。

最初に、1番 宮田真美 議員

○宮田真美議員

救急車のETC利用についてお尋ねをいたします。

まず1つ目、平成28年、29年、30年の救急車の高速道路利用の回数について教えてください。

○消防長（川原敦君）

救急車の高速利用状況についてご説明いたします。

平成28年、諫早消防署4件、西諫早分署46件、多良見分署122件、飯盛分署11件、大村消防署5件、久原分署1件、宮小路分署、高来分署、小浜消防署、愛野分署は0件でございます。合計189件でございます。

この高速道路利用の中で、長崎医療センターへの出口になります、今はスマートインターチェンジが出来ておりますが、以前は救急車が出られるように鉄扉のドアがありまして、鍵を開けて出るようにしておりました。189件高速道路使用の中で143件、そこを利用しております。

次に平成29年、諫早消防署9件、西諫早分署76件、多良見分署159件、飯盛分署9件、高来分署7件、大村消防署13件、宮小路分署4件、久原分署2件、小浜消防署と愛野分署は0件ございました。合計279件でございます。その内、木場の緊急開口部を利用したのが、178件でございます。

次に平成30年でございます。諫早消防署28件、西諫早分署120件、多良見分署192件、飯盛分署14件、高来分署6件、大村消防署25件、宮小路分署5件、久原分署14件、小浜消防署1件、愛野分署22件の合計427件でございます。

先ほど説明しましたけども、平成30年3月18日からスマートインターチェンジが利用開始となっております。これを含めて427件中259件木場の出口を使っているところでございます。

また、木場から侵入した件数が7件あっております。以上でございます。

○宮田真美議員

私が思っていたより結構件数が多いなと思って、年々増えていることも分かります。

救急車は緊急走行時に高速を無料で通行できると法律で定められておりますが、先ほども鉄扉を手で開閉されていたということでしたが、バーの開閉などが必要となりますので、通行する際には手続きがいると思うのですが、どのような手続きをされているのでしょうか。

○消防長（川原敦君）

一般的な救急自動車が高速道路を利用する手続きでございます。

通常のインターチェンジを利用する場合は、緊急走行しますので一般ゲートの方から進入して、通行券を取らずに、徐行しながら高速に入ります。高速道路を出るときには、同じ一般ゲートの方に進入して、徐行しながら通過し、その時に料金徴収所の係員が、消防本部の所属名と車両のナンバーを控えておられるとのことでございます。

また、木場スマートインターチェンジのようにE T Cレーンを利用する場合は、バーの手前で一旦停止して、そこにあるインターフォンを押し、応答後に消防本部の所属名と救急出場である旨をお伝えし、制御バーを上げてもらうようにして、出て行っている次第でございます。以上でございます。

○宮田真美議員

結構、手間とか時間がかかっているなという印象です。今年1月22日付けの新聞で、私が直接目にしたのは長崎新聞でしたが、この長崎新聞で佐賀県が救急車の高速道路使用時にE T Cレーンを使用できるよう、NEXCO西日本と協定を結んだということが報道されておりました。E T Cを利用すれば停車せずに料金所を通過することが出来るようになります。先ほどのようなやりとりもする必要がなくなりますし、例えば、料金所が込んでいるときには、並んで順番を待たなければならないという状況も発生している可能性もあると思うのですが、そういうものも解消できます。やっぱり救急患者を迅速に搬送するためには、長崎県でもこの協定を締結すべきだと考えますが、県の方の見解を教えてください。

○消防長（川原敦君）

E T Cゲートを利用することで一旦停止することなく、迅速な通過が可能となりますので、長崎県としても佐賀県と同様に協定を締結すべく協議を行っていると同っております。

長崎県に確認したところ、できるだけ早く協議を整えて、協定を締結するよう取り組んでいきたいと。先般の消防長会でも説明がありましたけれども、年度末前後で締結できるのではないかという説明はあっておりますが、もう少し時間がかかるということでした。

また、当消防本部におきましても、先ほど説明したとおり、管内にある木場のスマートインターチェンジを使用しますので、各署の救急隊に31年度予算で救急自動車へのE T C設置をお願いしているところでございます。以上でございます。

○宮田真美議員

今、もう締結に向けて協議が進んでいるところだとお聞きしましたので、是非、1日

でも早く締結していただくようお願いして質問を終わります。

○議長（松本正則君）

次に、2番 中野太陽 議員

○中野太陽議員

人員体制について、お伺いしたいと思います。

各消防署・分署において、同じ管内でということでお聞きしたいと思いますが、火災、救急こういったものが同時に発生した場合の対応、今現在どうなっているかお伺いします。

○消防長（川原敦君）

各消防署・分署においての、火災、救急などが同時に発生した場合の対応につきましては、まず、本署管轄内で先に火災が発生した場合は、消防ポンプ車などの消防車両で現場出場します。その後の救急出場要請については、救急現場に一番近い分署から出場させるようにしております。また、救急出場中の火災の場合は、本署の場合ですけど、当然救急隊3名がおりませんので、3名を除いた者で出場することになります。

次に各分署の出場の場合ですが、火災が先に発生した場合は、4人勤務ですので4人全員が消防ポンプ車で出場します。その後に救急出場要請があった場合には、救急現場に一番近い本署又は分署から救急出場することとなります。

救急出場中に火災が発生した場合は、残りの勤務員は1人でございます。当然に1人で出場することになりますので、本署の到着及び非番職員、消防団員等の応援を得て、現場活動にあたらせております。

消防団員の皆様には、消防署の出場体制については、ご理解をいただいております。常に消防団員との情報共有というか、現場に着いたとき1人しかいないということをお伝えして中継送水やホース延長など一緒に協力して消火活動にあたるなど、連携して活動しているところであります。以上でございます。

○中野太陽議員

ちなみに、2番の人員に不足が生じる場合の対応はというのも含めてのお答えだったと思うのですがけれども、今のお話だと、先に火災があった場合は、救急出場する隊員は、4名体制で4名が出ていますので誰もいないという状況なので、近くの分署から出てもらうという形になると思います。逆に救急が先なら、救急は3名なので、1名が残っているところで火災のほうに出場する場合は、1名だけ行って現場での準備とか下見とか

されると思うのですけれど、その時点で、私は人員が不足しているというふうに思ってしまうのですけれども、その辺りの認識というのはどのようにお考えでしょうか。

○消防長（川原敦君）

先ほども申しあげましたけれど、年数回このような状況が発生している状態において、分署の職員が放水のための事前準備、現場情報の収集及び後着隊への情報共有を行い、後着した本署隊や消防団の皆様と連携しているところであり、今後も、現場に近い消防団と連携をしていかなければならないと考えております。いずれにしても、1人で現場活動することは限られてくることは当然だと思っておりますが、我々常備消防といたしましては、現有勢力で最大限の活動をするために、消防団との協力を密にして、1人の時でも出場して情報を提供するということは、後の活動には大きなメリットになりますので、今後もこのようにやっていきたいと思っております。以上でございます。

○中野太陽議員

年に数回というふうな複数回あるのかなと思います。3番ですね、そのような事態が発生したことがあるのかということで、今のお答えだとあっていると。今日の資料の中にもですね、諫早、大村、そして小浜、それぞれ火災も救急も救助もすべて増加傾向と、特に救急の場合は、軽微な場合出場しなくて良いようなものも含めてですけど、増加傾向にあるということからいくとですよ、救急の件数が増えれば、火災の時に、火災の件数は少ないですけど、年50回から12件、34件、50件となっていますので、火災とかぶる可能性は低いかもしれないんですけど、それでもやはり同時に動く可能性が出てくるというふうなのは、今の現有勢力で最大限というのは分かるのですけれど、人間の人的な部分で足りない部分というのは出てくると思うのですよね、少しでも職員を増やすというような方向にいく必要があるのではないかというふうに思うのですけれど、その点についてお伺いします。

○消防長（川原敦君）

年数回と言いましたけれども、各分署においては、どうしても市街地に設置している西諫早分署とか久原分署、宮小路分署は、管内人口も多くて、救急出場の件数も多くなってきております。当然に、その分1人で火災出場することも多くなっているということで、それは事実でございますが、この分署の位置自体がですね、本署に近い位置でございます。本署の常備消防も、その火災すべてに、ポンプ車、タンク車で、出場するようになっておりますので、後着隊が直ぐに活動できるような状態ではあります。ちなみに平成30年、西諫早分署が3件、救急出場時に火災に出場しております。他に多良見

分署が1件、飯盛分署が1件、高来分署が2件、宮小路分署が3件、久原分署が5件の計15件出場しております。前年度は、全体で8件ほどだったのですが、救急件数が多いということで、また、火災件数も前年より多くなっておりますので、その分で出場率が多くなったものと思っております。今後も管内人口の減少等や、高齢化社会に伴う災害出場の形態も変わってくると思います。人員配置の問題も含めまして、県央圏域全域を視野に入れて、構成市のお考えも聞きながら対応していければと思っております。以上でございます。

○中野太陽議員

当然、消防団との方との協力というのも必要になってくると思いますけれども、これもまた、各自治体悩みの種になっていると思います。消防団員が不足してくるとするのは、どこの自治体も出てきているところだと思いますし、そういった意味では、そういった地域の安全安心を守る方々にですね、しわ寄せと言ったらあれですけども、疲弊、そして疲れが溜まるようなことにならないようにするための方策というものが、是非、必要となってくると思いますので、そういった意味では、人員配置という点でも人口が増えてきているところ、高齢者が増えてきているところとか、出てきていると思いますので、そういったところでカバーをしていただきたいと思います。本当は、私としては職員の方を数人でも多く雇えるように人的なカバーをしていく必要があるのかなと思いますけれども、そういった限られた予算の中でやりくりと言いますか、工夫をされていると思いますので1分1秒が大事な人命救助というふうなところをですね、大事にされていると思いますけれども、是非、そういったところで市民の皆さんの命を守る、そういった行動を是非お願いしたいというふうにして、できれば人員体制をですね、もう少し増やせないかなとお願い申し上げまして質問を終わりたいと思います。

○議長（松本正則君）

これをもって「組合行政に対する一般質問」を終結いたします。

以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

今期定例会において議決されました案件につきましては、その条項、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本正則君）

御異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

これをもって、平成31年第1回県央地域広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。

午後16時13分閉会

以上、会議録を調製し署名する。

県央地域広域市町村圏組合議会

議長 松本 正則

会議録署名議員 宮田 真美

会議録署名議員 松尾 文昭
